

# 次世代育成支援対策推進法に基づく竹富町特定事業主行動計画

## 1 行動計画策定の背景と目的

急速な少子化の進行に伴い、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成 15 年に公布され、平成 26 年度に 10 年間延長された「次世代育成支援対策推進法」において、国及び地方公共団体は特定事業主として、子育てをする職員の仕事と子育ての両立を推進するため、「特定事業主行動計画」を策定することとされています。

このことから、竹富町においても、特定事業主として、職員が子育て・次世代育成支援を行いやすい環境づくりや、職員がリフレッシュできる職場環境の整備に関する各項目について、今回新たに目標や数値目標を設定し、その達成に向けた具体的な取組を推進することとしました。

職員の職業生活と家庭生活の両立が図られる環境整備を強く推進することが求められる中、竹富町も率先して積極的な取組を進めるため本計画を策定するものです。

## 2 目指す職場環境

竹富町役場すべての職場において、「職員が安心して子育てをしながら働くことができる環境」、「職員が子どもの育成支援活動を行いやすい環境」、「休暇を取得しやすく、超過勤務の少ない環境」となるよう職場づくりに取り組み、子育てする職員を職場全体で支援できる、また、全職員が健康を維持・増進できる快適な職場環境を目指します。

## 3 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

## 4 対象職員

町長部局、教育委員会、議会事務局、その他各行政委員会に勤務する全職員(会計年度任用職員を含む)を対象とする。

## 5 竹富町の現状

指標	現状
男性育児休業取得率	75%
年次休暇平均取得日数	13 日
月 45 時間超時間外勤務	5 人

## 6 数値目標

### 1. 男性育児休暇取得率の向上

近年、制度周知の成果により取得率は向上傾向にあるものの、取得期間が短期間にとどまる傾向もみられる。職員が安心して育児に参画できる環境を整備するため、取得率の向上とともに取得期間の延伸を目指す。

目標:男性育児休業取得率 80%

### 2. 年次休暇の取得促進

年次休暇の平均日数は依然として十分とは言えず、部署によって偏りもみられる。心身のリフレッシュ及び業務効率向上の観点からも、計画的な取得を促進する。

目標:平均取得日数 14 日以上

### 3. 長時間労働の是正

一部部署日時間外勤務が偏る傾向にある。業務の見直しや応援体制の整備により、長時間労働を解消する。

目標:月 45 時間超の時間外勤務者ゼロ

## 7 具体的取組内容

### (1)制度周知・啓発

職員が各制度を正しく理解し、必要なときに円滑に活用できるよう、継続的な周知・啓発を行う。

・制度一覧の作成・イントラネット掲載

育児休業、部分休業、育児短時間勤務、時間外勤務の制限、年次休暇制度等について、概要・対象者・取得手続・問い合わせ先をまとめた一覧表を作成し、イントラネットに常時掲載する。

・職員向け説明会等の実施

子育て支援制度や休暇制度の説明会を実施し、定例会等において制度内容を共有し、所属職員への周知を徹底する。

・相談体制の明確化

総務課を相談窓口とし、制度利用に関する相談を随時受け付ける。

### (2)男性育児休業取得の促進

男性職員の育児参加を推進し、取得しやすい職場環境を整備する。

・対象職員への個別周知

配偶者の出産予定がある職員に対し、育児休業制度の内容、取得方法、給付制度等について個別に説明を行う。

・所属長による取得意向確認

所属長は、対象職員に対し取得の意向を確認し、取得を前提とした業務調整を行う。

- ・代替職員配置の検討

会計年度任用職員の活用や課内応援体制の構築など、業務に支障が出ないように検討する。

(3)年次休暇の取得促進

職員の心身の健康保持と業務効率向上のため、計画的な取得を推進する。

- ・計画的付与制度の活用

各所属において年間取得計画を作成し、計画的な取得を促す。

- ・所属長による取得状況確認

所属長は取得状況を確認し、取得が少ない職員へ声掛けを行う。

- ・取得したい雰囲気づくり

「年次休暇は当然である」という意識の醸成を図る。

(4)長時間労働の是正

業務効率化と適正な労務管理により、時間外勤務の縮減を図る

- ・ノー残業デーの設定

毎週1日をノー残業デーとし、庁内放送やメールで周知する。

- ・業務量の平準化

繁忙期には課内応援体制を検討し、業務の偏りを軽減する。

- ・時間外勤務事前申請の徹底

原則として事前申請制とし、所属長が必要性を確認する。

8 公表・進捗管理

- ・本計画は町ホームページに公表

- ・毎年度、数値目標の達成状況を確認する。

- ・必要に応じて取組内容の見直しを行う。